




みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆高齢者の被害に気付いて！！

◆紳士録商法に要注意 

◆“リコール”を御存知ですか？

◆いわゆる「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないで！

9 September
月号

第42号

高齢者の被害に気付いて！！

9月16日（月）は敬老の日です。長い間社会に尽くしてきた方々を敬い、長寿を祝う日ですね。日頃の感謝の気持ちを込めて、贈り物やお祝いをする方もいることでしょう。

さて、高齢者が消費者トラブルに遭う件数は年々増加しています。そこで今回は、高齢者が被害に遭いやすい手口を御案内します。御高齢の方だけでなく、まわりで見守る方もよく読んで、被害の未然防止に努めましょう。

か え か え さ ぎ げ き じ ょ う が た か ん ゆ う 買え買え詐欺(劇場型勧誘)

ある業者が販売する未公開株や社債を、別の業者が「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」、「名義を貸してくれたら謝礼を払う」等と嘘を言って消費者を勧誘し、契約させる手口です。

以前被害を受けた消費者に「被害回復のために必要」と嘘の説明をしてお金を払わせる“二次被害”の手口も目立っています。

つ ぎ つ ぎ は ん ば い 次々販売

一度契約をした消費者に対して、問題のある販売方法で布団などを次々と新たに買わせる手口です。一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙い、強引に契約させる手口が目立っています。

被害に気付いていなかったり、被害に遭ったことを恥だと感じて誰にも相談せず被害が拡大してしまうケースがあります。

皆様へのアドバイス

- 必要がなければ、「必要ありません。」と、キッパリ断りましょう。
- 業者の説明だけを信じず、必ず家族やまわりの人に相談しましょう。
- 見守る皆さんは、高齢者の生活に変化がないかどうか注意しましょう。



紳士録商法に要注意



こんな相談が寄せられています

現役を退いた父の元に「退職した方からお話を伺いたい。」と電話があった。後日、業者が来て父が取材を受けたところ、「取材した内容を掲載するので、その本を買ってほしい。」と10万円の本を勧められ、業者に手付金3万円を支払ってしまった。

紳士録商法とは・・・

現役を退いた人に職業ごとのいわゆる紳士録の掲載を勧誘し、その書籍を購入させるという商法を紳士録商法と呼びます。最近では、俳句や短歌を載せたり、実際に取材に行き、その取材内容を載せたりするなど、内容は多様になっています。

消費者の名誉欲を刺激し、作品を多くの人に見てほしいという心理をついた商法です。

皆様へのアドバイス

- 過去の仕事や趣味の分野を評価されることはとても名誉なことですが、契約に関しては一度気持ちを落ち着けて慎重に行いましょう。
- 不審な勧誘は、きっぱりとした態度で断りましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば「クーリング・オフ」ができます。不安なことやトラブルになりそうなことがありましたら、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。

“リコール”を御存知ですか？

皆さんは、「リコール」という言葉を聞いたことはありますか？「自動車のリコールなら聞いたことあるよ。」という方が、中にはいらっしゃるかもしれません。

「リコール」とは、自動車の他にも、身のまわりにある製品に何らかの欠陥や不具合があり安全上問題が生じる可能性があったり、消費者が製品を安全に使用できるための予防的措置として、事業者が回収・修理等を行うことをいいます。

- リコール情報は、新聞の社告・折り込みチラシ・店頭のパスター等に掲載されています。
- 消費者庁では、リコール情報サイトを開設しています。会員登録することで、新着リコール情報をメールで受け取ることができるリコールメールサービスも行っています。詳しくはサイトを御覧ください。

消費者庁リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

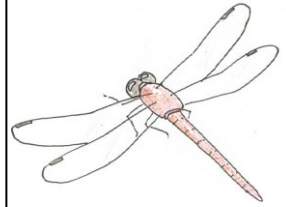


**お使いの製品がリコール対象製品だった場合は、
すぐに使用を中止し、事業者に連絡しましょう！**

いわゆる「偽装質屋」からは絶対に借り入れしないで！

高齢者等に対して「質草は何でもいい」などと言って担保価値のない物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をする、いわゆる「偽装質屋」に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。2012年度の相談件数は194件で、そのうち60歳以上が全体の7割以上を占めています。

(事例) 郵便受けに入っていた広告を見て質屋に電話すると、「何でもよいかから質草を持ってきて」と言われたので、ゴミ同然の時計を持って行き9万円を借りた。利息が高いので一括で返そうと思ったが、11万円以上も返済しなくてはならず、到底支払えない。借りたものは返さないといけないと思うが、生活できない。(60歳代、男性、福岡県)



皆様へのアドバイス

- 「偽装質屋」はたとえ質屋の許可を得ていても、その実態は高金利のヤミ金です。「偽装質屋」からの借入は絶対にしないでください。
- 生活資金の借入や多重債務で困っていたら、自治体の窓口や消費生活センターなどに相談してください。

各種相談の御案内

高齢者総合相談センター

宮城県社会福祉協議会では、高齢者やその御家族等の方々が抱える健康管理・家庭介護・福祉サービス等の様々な相談に応じています。また、専門相談として、法律・医療の相談には、専門の相談員（弁護士・精神科医師）が応じています。専門相談は、面談による相談のため予約が必要です。

[相談受付] 月～金 9時～17時

[保健・介護等相談] 月～金 9時～17時

[法律相談]：弁護士

第1～3金曜 13時30分～15時30分

[医療(認知症)相談]：精神科医師

第4木曜 13時30分～15時30分

相談電話・予約電話

☎ 022-223-1165

調停相談会

仙台調停協会主催の調停相談会が開催されます。夫婦・親子関係、相続・遺産分割、交通事故、消費者金融、土地建物賃貸借、震災関連など、皆様が抱えるもめごとについて、裁判所調停委員（民事・家事）が相談を受け付けます。

■ 日時：10月19日（土）

10時～17時

(受付終了16時30分)

■ 場所：エルパーク仙台

(141ビル 5階)

お問い合わせ先

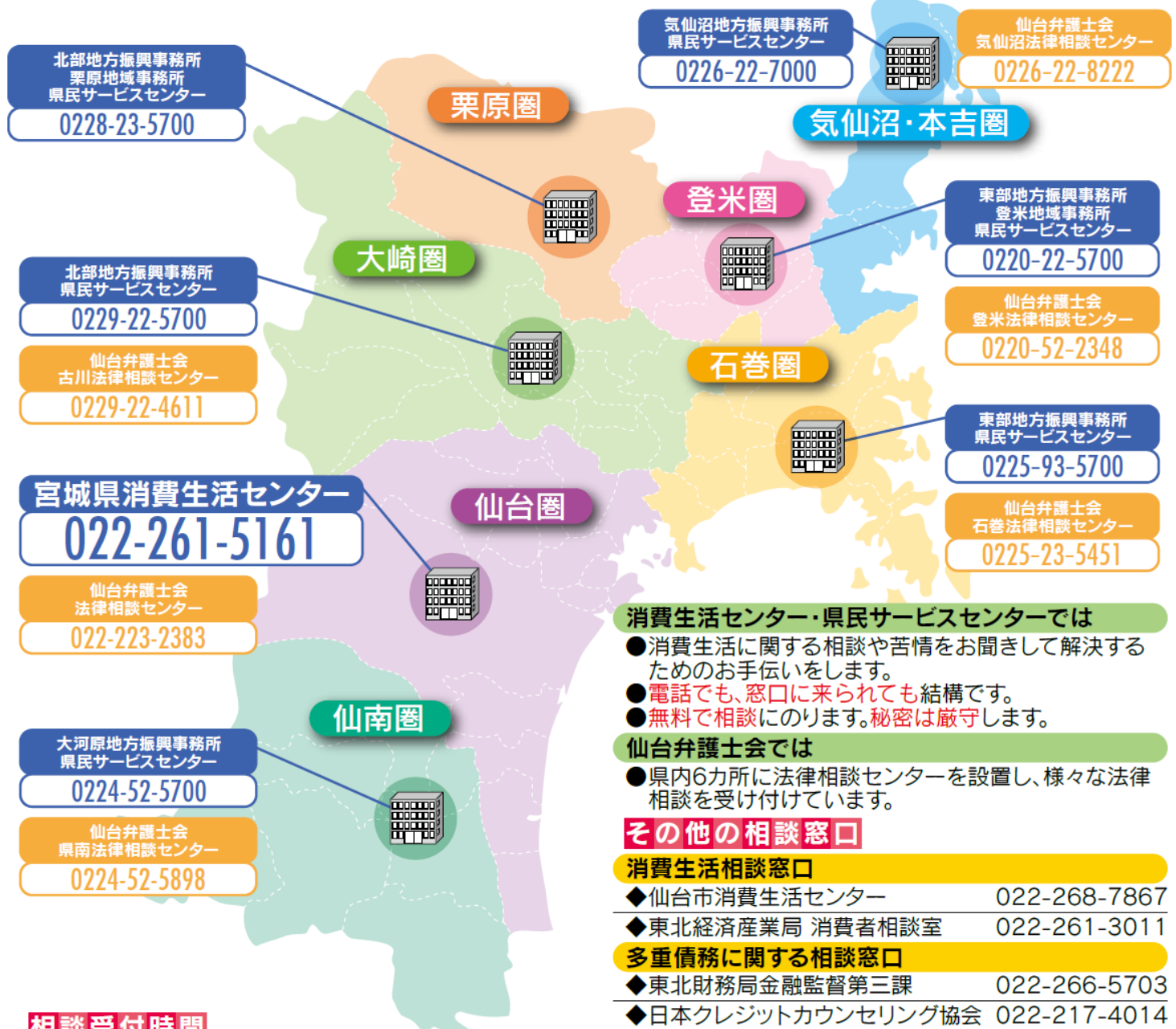
仙台地方裁判所事務局総務課

☎ 022-222-6115

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

